

長野市信州新町・中条情報通信施設管理運営協議会要綱

(設置)

第1 長野市地域情報通信施設の設置及び管理に関する条例（平成16年長野市条例第102号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、長野市信州新町情報通信施設及び長野市中条情報通信施設（以下「情報施設」と総称する。）の業務運営の適正化を図るため、長野市信州新町・中条情報通信施設管理運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(任務)

第2 協議会は、次に掲げる事項を調査し、及び検討する。

- (1) 情報施設の運営状況に関すること。
- (2) 情報施設が放送する自主制作番組に関すること。
- (3) 情報施設の運営に関し、市長が必要と認める事項

(組織)

第3 協議会の委員は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 民間諸団体の代表者
- (3) 市長が必要と認める者

(任期)

第4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
3 会長に事故があるときは、あらかじめ委員の互選により選出された委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6 協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
3 協議会の議決は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(放送番組審議機関)

第7 協議会に、情報施設の自主制作番組が自主放送番組基準に基づき制作されているか審議するため、放送番組審議機関（以下「審議機関」という。）を置く。

2 審議機関の委員は、委員10人以内で組織する。
3 審議機関の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(庶務)

第8 協議会の庶務は、信州新町支所が行う。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成22年3月10日告示第103号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年5月16日告示第464号）

この要綱は、告示の日から施行する。